

財務省告示第七十六号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
 年財務省令第六十八号）第四条第五項に規定す  
 る中途換金に係る個人向け国債を买入消却したの  
 で、その国債の名称等を別表のとおり告示する。  
 平成十七年四月二十五日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	〃	〃	〃	個人向け利付 国庫債券（変 動・十年）	国債の名称
	第八回	第六回	第四回	第二回	記号
三千九百六十 億二千七百 六十六万六千 六百六十九 円	十億三千四 百三十七万 四千四百 円	十四億九千 五百九十九 万四千四百 円	二千三百四 十六億九千 九百三十五 万四千四百 円	七千二百六 十六億六千 六百六十九 万四千四百 円	総額面金額の
三千九百四十 七億五千一 百八十四万 四千七百五 十円	十億七千三 百七十七万 三千七百 円	十四億八千 四百八十五 万四千四百 円	二千八百三 十七億五千 九百三十五 万四千四百 円	七千二百六 十六億二千 六百六十九 万四千四百 円	総買入価額の